

保険医・保険薬剤師の登録の抹消

健康保険法（大正十一年法律七十号）第七十九条第二項の規定に基づき、次のとおり保険医及び保険薬剤師の登録の抹消を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和 七 年 六 月 六 日

北海道厚生局長

一瀬 篤

登録の記号番号

氏

名

登録抹消年月日

北 歯 三 一 三 一

石田 直樹

令和 七年 七月 十一日